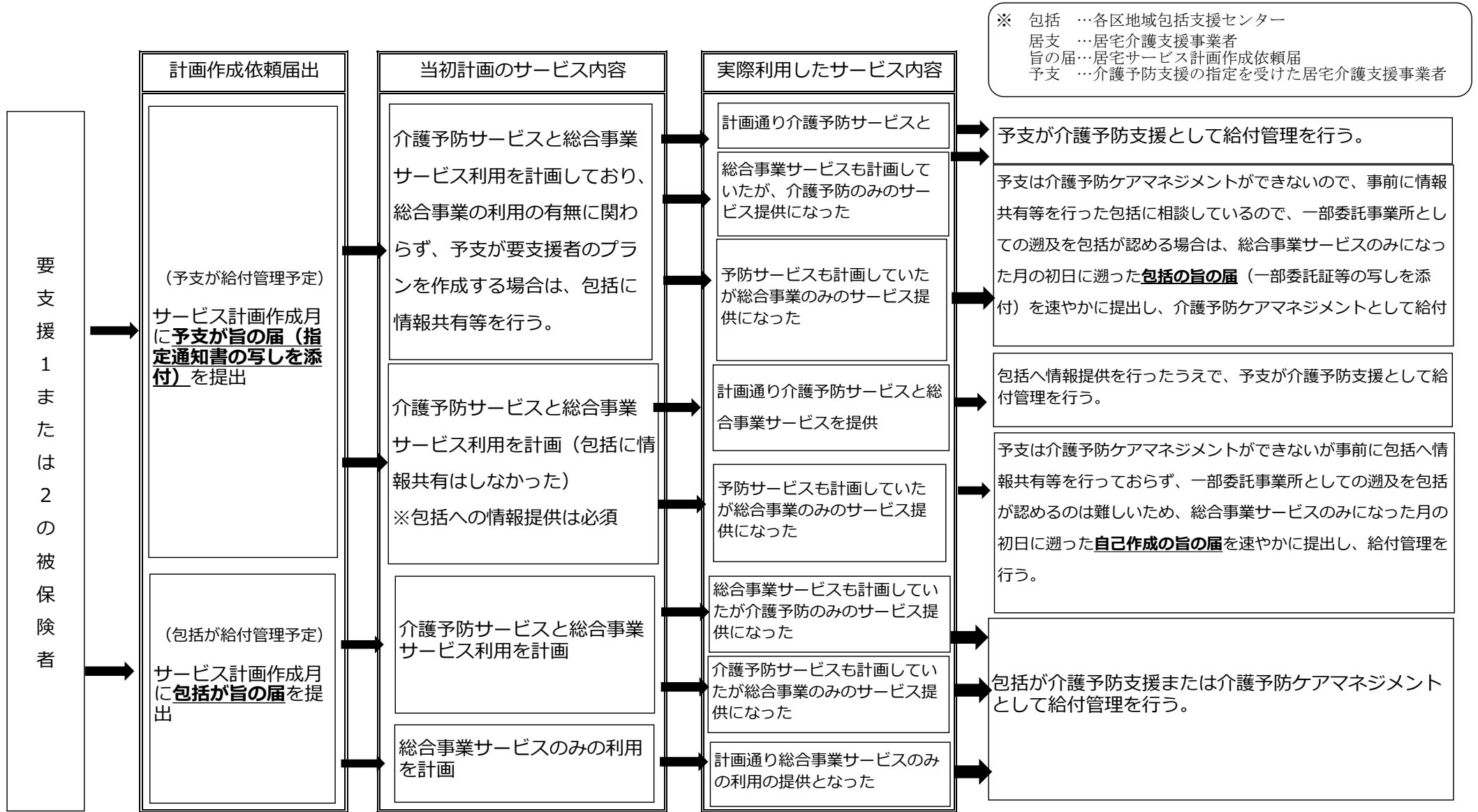


(4) 要支援認定者のサービス内容が変更になった場合のケアプランの流れ



※1 サービス利用があつたにもかかわらず、そのサービス利用月と同月に旨の届が提出されていなければ居宅介護支援費及び介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費は請求できません。

※2 上記のケースで旨の届を月を跨いでの遡りが必要になった場合は、**サービス内容の変更がわかり次第速やかに旨の届を提出してください。**連絡がなく遅延があつた場合は遡りを認めません。(原則、旨の届が提出された同月の1日までしか遡りは行いません。)